



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*32 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営改革室)

○ 訓令

*12 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)

*13 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (")

規 則

和歌山県規則第32号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則(昭和63年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第40号中フをへとし、ヒをフとし、ハをヒとし、ノをハとし、ネをノとし、ヌをネとし、ニの次に次のように加える。

ヌ 第36条の4第2項の規定による医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録

第4条第42号に次のように加える。

ウ 第159条の8第1項の規定による登録販売者名簿への販売従事の登録

エ 第159条の8第2項の規定による販売従事登録証の交付

オ 第159条の9第1項の規定による登録販売者の登録事項の変更届の受理

カ 第159条の10第4項の規定による登録販売者名簿の登録の消除

キ 第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換え交付

ク 第159条の12第1項の規定による販売従事登録証の再交付

ケ 第159条の13第1項の規定による販売従事登録証の返納

第4条の3第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カ

を削り、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、コをクとし、サをケとし、シをコとし、スをサとし、セをシとする。

第4条の3第2号を次のように改める。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に関する次のこと。

ア 第8条の2第1項、第2項及び第3項の規定による出頭要求等

イ 第9条第1項の規定による立入調査等

ウ 第9条の2第1項の規定による再出頭要求等

エ 第9条の3第1項、第2項、第3項及び第5項の規定による臨検、搜索等

オ 第13条の規定による施設入所等の措置の解除

第4条の3第3号を削る。

第4条の4第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カを削り、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、コをクとし、サをケとし、シをコとし、スをサとし、セをシとする。

第4条の4第2号を次のように改める。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律に関する次のこと。

ア 第8条の2第1項、第2項及び第3項の規定による出頭要求等

イ 第9条第1項の規定による立入調査等

ウ 第9条の2第1項の規定による再出頭要求等

エ 第9条の3第1項、第2項、第3項及び第5項の規定による臨検、搜索等

オ 第13条の規定による施設入所等の措置の解除

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第12号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程(昭和42年和歌山県訓令第43号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理監印の項の次に次のように加える。

監察査察監印	”	”	監察査察室長
--------	---	---	--------

別表監察査察監印の項を削り、同表振興局の部振興局総務室長印の項中「振興局総務室長印」を「振興局総務企画室長印」に、「各振興局総務室長」を「各振興局総務企画室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第13号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「総務室」を「総務企画室」に改める。

第6条第2項中「及び情報システム課長」を削る。

第18条中「郵便切手」の次に「（郵便法（昭和22年法律第165号）第85条第1項に規定する郵便料金計器により印字した印影を含む。以下同じ。）」を加える。

第29条第1項の表区分の欄中「局長名」を「IT統括監名、食品安全監名、労働政策監名、局長名」に改め、同表発信者名の欄中「局長」を「IT統括監、食品安全監、労働政策監、局長」に改める。

第39条第1項第3号中「県議会」を「地方自治法第96条第1項の規定により県議会」に改め、同条第3項中「条例、規則等に係る文書については、和歌山県法規審議会規程（昭和30年和歌山県訓令第590号）に定めるところにより」を「和歌山県法規審議会規程（昭和30年和歌山県訓令第590号）第2条に規定する事項に関する文書については」に改める。

第50条第1項中「（郵便法（昭和22年法律第165号）第85条第1項に規定する郵便料金計器により印字した印影を含む。以下同じ。）」を削る。

第101条の見出し中「総務室等」を「総務企画室等」に改め、同条第1項中「総務室」を「総務企画室」に、「」（以下「総務室等」を「以下「総務企画室等」に改める。

第103条（見出しを含む。）、第110条（見出しを含む。）、第114条（見出しを含む。）、第116条（見出しを含む。）及び125条（見出しを含む。）中「総務室等」を「総務企画室等」に改める。

第127条中「」（以下「県民行政部等」を「以下「総務企画室等」に、「総務室等」を「総務企画室等」に改める。

第131条及び第137条中「総務室等」を「総務企画室等」に改める。

別表第1第1項の表を次のように改める。

1 本庁

課 室 名	記 号
秘書課	秘
政策審議室	政
広報室	広
監察査察室	監察
総務学事課	総
行政経営改革室	行
人事課	人
財政課	財
税務課	税
市町村課	市町村
管財課	管
危機管理室	危
総合防災課	総防
消防保安課	消
企画総務課	企画
文化国際課	文国
調査統計課	調統
情報政策課	情政
地域づくり課	地づ
地域交流課	地交
総合交通政策課	総交
人権政策課	人権
人権施策推進課	人施
環境生活総務課	環生

循環型社会推進課	循
廃棄物対策課	廃
環境管理課	環管
県民生活課	県民
青少年・男女共同参画課	青男女
食品・生活衛生課	食生
福祉保健総務課	福
子ども未来課	子
長寿社会課	長
障害福祉課	障
医務課	医
健康づくり推進課	健推
難病・感染症対策課	難感対
薬務課	薬
商工観光労働総務課	商
商工振興課	商振
公営企業課	公企
労働政策課	労
産業振興課	産
企業立地課	企立
観光振興課	観振
観光交流課	観交
農林水産総務課	農
食品流通課	食流
農業農村整備課	農整
果樹園芸課	果

畜産課	畜
経営支援課	就
林業振興課	林
森林整備課	森
山村整備課	山
水産振興課	水
資源管理課	資
県土整備総務課	県総
技術調査課	技
事業進行課	事
道路政策課	道政
道路保全課	道保
道路建設課	道
河川課	河
砂防課	砂
下水道課	下
都市政策課	都政
住宅環境課	住
公共建築課	公
港湾空港振興課	港振
港湾整備課	港整
出納室	出
総務事務集中課	総集

別表第1第2項の表海草振興局の部総務室の款中「総務室」を「総務企画室」に改め、同部健康福祉部の款健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表那賀振興局の部総務室の款中「総務室」を「総務企画室」に改め、同部健康福祉部の款健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同部建設部の款道路課の項を削り、同表伊都振興局の部総務室の款中「総務室」を「総務企画室」に改め、同部健康福祉部の款健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表有田振興局の部総務室の款中「総務室」を「総務企画室」に改め、同部健康福祉部の款健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表日高振興局の部総務室の款中「総務室」を「総務企画室」に改め、同部建設部の款農林道課の項を削り、同表西牟婁振興局の部総務室の款中「総務室」を「総務企画室」に改め、同部健康福祉部の款健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表東牟婁振興局の部総務室の款中「総務室」を「総務企画室」に改め、同部健康福祉部の款健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同部串本支所健康福祉課の項中「串本支所健康福祉課」を「串本支所保健福祉課」に改める。

別表第1第3項第1号の表岩出保健所の部健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表橋本保健所の部健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表海南保健所の部健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に、「海件福」を「海健福」に改め、同表湯浅保健所の部健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表御坊保健所の部健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表田辺保健所の部健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同表新宮保健所の部健康福祉課の項中「健康福祉課」を「保健福祉課」に改め、同部串本支所健康福祉課の項中「串本支所健康福祉課」を「串本支所保健福祉課」に改め、同部串本支所衛生環境総務課の項中「串本支所衛生環境総務課」を「串本支所衛生環境課」に改める。

別表第1第3項第2号の表を次のように改める。

東京事務所	和東
和歌山県税事務所	和県税
紀北県税事務所	紀北県税
紀中県税事務所	紀中県税
紀南県税事務所	紀南県税
消防学校	消学
防災航空センター	和航セ
文書館	和文書
和歌山県世界遺産センター	和世セ
環境衛生研究センター	和環セ
鳥獣保護センター	鳥獣
交通事故相談所	交事
消費生活センター	消セ
男女共生社会推進センター	和男女セ
動物愛護センター	動物
紀南児童相談所	和紀児
仙溪学園	和仙

女性相談所	和女相
女性保護施設なぐさホーム	和なぐさ
精神保健福祉センター	精保
高等看護学院	和看学
なぎ看護学校	なぎ
こころの医療センター	和こセ
難病・子ども保健相談支援センター	難・子セ
公営競技事務所	公競
和歌山県工業用水道管理センター	工水セ
和歌山産業技術専門学院	和産技
田辺産業技術専門学院	田産技
工業技術センター	和工技
農業大学校	和農大
農作物病虫害防除所	農防
紀北家畜保健衛生所	紀北家衛
紀南家畜保健衛生所	紀南家衛
就農支援センター	和就セ
ふるさと定住センター	和ふセ

南紀白浜空港管理事務所	南空管
和歌山下津港湾事務所	和港

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。